

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	平成28年10月18日 午後3時00分から 午後3時32分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、石井議会総務課長（木村議会事務局長代理）、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課1） 濱財政課長、渋谷同課長補佐、 （担当課2） 佐甲健康づくり課長、二河同課長補佐 （担当課3） 比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹兼課長補佐、久保田同課専門員、丸山同課都市計画係長、 （担当課4） 関口政策企画課主幹兼課長補佐、 （事務局・担当課） 太田市長公室次長兼政策企画課長、同課政策企画係小野主任
会 議 内 容	（1）平成29年度当初予算編成方針について （2）健康づくり推進条例（案） （3）朝霞都市計画道路（中央通線）の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更について （4）平成29年度 機構の変更について
会 議 資 料	資料番号1 平成29年度当初予算編成方針 資料番号2 健康づくり推進条例（案） 資料番号3 朝霞都市計画道路（中央通線）の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更について 資料番号4 平成29年度 機構の変更について

会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
【市長あいさつ】 【議題】 1 平成29年度当初予算編成方針 【説明】 （担当課1：濱財政課長） それでは、平成29年度当初予算編成方針のポイントについてご説明いたします。資料番号1の1ページをお開きください。内容といたしましては、これまで、事務事業の見直しや、コールセンターを設置して税の徴収率向上に努めるなど自主財源確保への取り組みを行ってきたことや、平成27年度の決算において、子ども・子育て制度にかかる扶助費などの増加があったものの、市税収入の大幅な増加があり、実質単年度収支が黒字となったこと。 しかし、今後の景気動向が不透明なことや交付税制度が不透明な中、社会保障関係経費などの増加に対応していくことを考慮すると、厳しい財政状況であることに変化はないことを述べています。 平成29年度においては、第5次総合計画に掲げた「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を実現するために、従来の方法や考え方にとらわれず、効率的で効果的な事業の実施を心がけ、限られた財源を有効に活用していくために、職員一人ひとりが最大限の創意と工夫を持って、日々の業務に取り組んでいく必要性を書き記してあります。 2ページ目以降につきましては、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっております。 各項目の主な点といたしましては、まず基本原則につきましては、一つ目として、第5次朝霞市総合計画の確実な実行を目指し、持続可能で安定した財政構造を確立するため、		

より一層の歳出の抑制、歳入の確保に努めること

二つ目として、選択する事業は、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業に限ることとする

三つ目として、「市単独の支援制度」については、毎年度見直しを実施して各部で十分に検討したうえで予算要求を行うこと。

四つ目として、国県などの補助制度の情報収集や研究に努め、積極的に依存財源の確保に努めることなどでございます。

次に、歳入に関する事項につきましては、

一つ目として、的確な収入見込み額を計上すること

二つ目として、未収金、滞納繰越金の縮減に努めること

三つ目として、国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することなどでございます。

また、歳出に関する事項につきましては、

一つ目として、「需用費」、「役務費」については、引き続き枠配分を実施すること

二つ目として、補助金については「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき、各部で十分に検討の上、予算計上すること

三つ目として、その他前年度の実績にとらわれることなく、その必要性を再度見直し、適正な額を見積もることなどでございます。

なお、この予算編成方針につきましては、ご承認いただいた後、10月18日火曜日に通知し、11月14日月曜日正午を予算要求締切日としたいと考えております。

次に、枠配分予算のご説明をさせていただきます。

(担当課1：渋谷課長補佐)

続きまして、枠配分予算につきまして、ご説明させていただきます。ページは7ページからになります。

枠配分予算につきましては、平成29年度につきましても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したいと考えております。

平成29年度の枠配分予算につきましては、平成25年度から平成27年度の決算における執行率と平成28年度の当初予算額を参考としているほか、引き続き、厳しい財政状況が予想されておりますので、支出の不確定な修繕費等についても精査させていただいております。

なお、新規事業や制度変更、隔年での実施などにより、需用費、役務費が配分額を超えてしまう場合には、財政課長査定において調整させていただきます。

以上で枠配分予算及び予算編成方針の説明を終わらせていただきます。

[10月11日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

枠配分対象経費について、修繕や役務費の執行状況によるものとなるが、新たな枠配分が下がってしまうことによる影響がでてしまうため、やりかたを変更することはできないのかという質問に対して、枠内で極力対応していただきたくようお願いしたいが、

財政査定等の段階で、適時相談していただきたい。なお、枠配分は、各課において事業のメリハリをつけられるようにしたものである。事業費削減の観点もあるが、そういった点もあることで考え方を变えて欲しいという説明があった。

市政施行 50 周年事業及びオリンピック・パラリンピック新規事業はどうなるのかという質問に対して、オリンピック・パラリンピック準備室において一括して計上する予定である。各課における個別事業の拡充分については、オリンピック・パラリンピック準備室で計上できるかは今後調整するという説明があった。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり決定とする。

【議題】

2 健康づくり推進条例（案）

【説明】

（担当課 2：佐甲健康づくり課長）

「朝霞市健康づくり推進条例」につきまして、ご説明させていただきます。

本条例は、健康づくりに関する基本理念を定め、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び市の役割及び責務を明らかにし、健康づくりに関する施策を実施することで、全ての市民が生涯にわたって健やかに生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するもので、前文及び条文全 16 条で構成されております。

内容につきましては、第 1 条は条例の目的、第 3 条は基本理念を定め、第 4 条から第 8 条は、行政、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者の役割を定めております。

そして、第 10 条から第 13 条は、第 9 条に定めた施策による、「身体健康づくり」、「こころの健康づくり」、「歯及び口腔の健康づくり」、「社会環境の整備」の実施について定めております。

第 14 条は、健康づくりの推進にあたり、各団体と協働して進めていくことと、その成果の公表を定めました。

また、人材の育成を第 15 条に定めており、第 16 条の財政上の措置までとなっております。

本条例の施行につきましては、平成 29 年 4 月 1 日にしたいと考えております。

なお、先日の政策調整会議におきまして、前文と条例本文との整合性や、地域団体の定義などについてのご意見をいただきましたので、修正をいたしました。

また、言葉の使い方などにつきまして、再度文書法規担当に確認をし、若干の修正もいたしております。

説明は以上でございます。

[10月11日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

策定の経緯について質問があった。今回の提出については、来年度、市の健康プラン21が見直し予定であることから、この条例によって市民へ健康を呼びかけたいと考えている。この条例は理念条例として、具体的なものは市民と考えていきたいという説明であった。

第17条において「必要な事項は、市長が別に定める」とあり、規則等を定める予定があるのかという質問に対して現段階では予定はないということであった。

前文において、基本理念はすでに決定しているものとして言い切っている表現がある一方で、第3条に基本理念を定義づける条文がある。これでは、前文と第3条の条文の整合性につかないのではないのかという質問に対して、前文の表現を改めて第3条との整合性がつくよう修正することとなった。

「地域団体」という用語について、第2条で非営利の団体と広く定義しているが、第7条では、「健康づくりを目的とした地域団体」と限定している。その他にも地域団体という用語が使われているが、対象が不明確ではないのかという指摘に対して、広い範囲での地域団体としたいと考えているため、第7条にある「健康づくりを目的とした」という部分を削除することとなった。

健康づくり推進条例(案)概要について、具体的な事業(案)の中で、「かかりつけ医」と「かかりつけ医等」の二つの表現があるのはなぜかという質問に対し、「かかりつけ医等」が正しいもので修正することとなった。

理念条例といっているが、10～13条において具体的なものがあるのはなぜかという質問に対して、具体的な施策について入れたほうがイメージしやすいものと考えたためという説明であった。

今条例の編成過程及び市民との係わりをどのようにしてきたかという質問に対して、健康づくり推進協議会という付属機関に諮り、当条例を進めていくよう意見をいただいた。市民との係わりとしては、本年8月19日～9月20日にパブリックコメントを実施した。今後は具体的な事業案等は健康づくり推進協議会で検討していくという説明であった。

第13条における社会環境の整備とは、インフラ等の都市基盤も含むのかという質問に対して、含むものと考えているという説明であった。

第13条に記載されている「健康格差の縮小」という文言について、健康格差という言葉は存在するのか。また、その表現でよいのかという質問に対して、健康格差という言葉は、国の健康増進計画の中で使われている言葉及び表現であり、それにならったものとして、そのまま使いたいと考えているという説明であった。

前文及び第7条の文言について一部修正し、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

(富岡市長)

この条例は県内で何番目であるか。

(佐甲健康づくり課長)

4番目である。1番は和光市であり、平成25年4月1日である

【結果】

原案のとおり決定とする。

【議題】

3 朝霞都市計画道路（中央通線）の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更について

【説明】

(担当課3：比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

それでは、都市計画道路(中央通線)の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更につきまして、ご説明いたします。

本日は、7月11日の庁議で決定した、都市計画道路中央通線の一部区間の廃止に伴いまして、当該路線の廃止区間の用途地域を、原則として周辺の用途地域に合わせるように、用途地域及び高度地区の変更を行うことを市の方針としてよろしいか、お諮りするものでございます。それでは、はじめに資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1ですが、こちらには、中央通線の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更についての経緯や変更の内容、今後のスケジュールを記載したものでございます。

次に、資料2は、7月に開催した、中央通線・駅西口富士見通線・本町1号線の都市計画道路の変更に係る説明公聴会でいただいた主なご意見をまとめたものでございます。

次に、資料3は、中央通線等の都市計画道路の変更の概要と、この都市計画道路の変更に伴う用途地域及び高度地区変更について、市民等への説明用にまとめた資料でございます。

次に、資料4は、今回の用途地域及び高度地区の変更が必要な区域を図示したもので、1枚目が変更前、2枚目が変更後となっております。

次に、資料5は、資料4を地区毎に拡大したものです。

以上が、本日の説明資料となります。それでは、資料1をご覧いただきながら、今回、中央通線の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更についての経緯や内容などを、ご説明させていただきます。

まずは、1ページ目の「1. これまでの経緯」でございますが、本市の都市計画道路につきましては、社会情勢の変化等を踏まえて埼玉県が策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき見直しを進め、この見直し結果に基づきまして、中央通線及び駅西口富士見通線の一部廃止、本町1号線の新設を行うこととし、都市計画道路の変更につきましては、現在、都市計画法に基づく手続きを進めているところでございます。

2ページ目をご覧ください。

この都市計画道路の変更につきましては、(2)都市計画変更素案の閲覧及び(3)説明公聴会により市民及び関係地権者への周知及び説明を行うとともに、今回の政策調整会議にお諮りする用途地域及び高度地区の変更についても説明し、説明公聴会に出席された市民等からご意見をいただきました。

主な意見は、資料2のとおりでございますが、都市計画道路の変更の本町1号線につきまして賛否両論がありました。概ねご理解をいただきました。用途地域の及び高度地区の変更に関しましては、変更はやむを得ないのご意見がある一方で、沿道用途はそのまま残してほしい等のご意見がございました。

この用途地域及び高度地区の変更でございますが、2ページ目の「2. 用途地域及び高度地区の変更」をご覧ください。

冒頭でもご説明いたしましたが、今回は、中央通線の廃止に伴い、当該路線の廃止区間における沿道用途の必要性が失われることなどにより、廃止区間の道路を用途地域の境界としている箇所については是正を図る必要があるため、原則として周辺の用途地域に合わせるように、用途地域及び高度地区の変更を行うものでございます。この変更内容を図面で表しましたのが、資料4でございます。1枚目が変更前、2枚目が変更後でございます。

資料1の3ページをご覧ください。

こちらは、中央通線の一部廃止となる区間を「溝沼地区」、「本町1丁目地区」、「本町2丁目地区」、「仲町、根岸台1、5丁目地区」、「根岸台5、6、7丁目地区」の5地区に分割してその内容を説明したものでございます。

今回の用途地域変更に伴う不適格建築物につきましては、約100棟となっております。

なお、高度地区の主な変更につきましては、根岸台6、7、8丁目地区が従前の25mが廃止となり、第1種低層住居専用地域の規定による10mに変わります。今回の高度地区の変更による不適格建築物はありません。

最後に4ページ目の「4. 今後のスケジュール」をご覧ください。

今後のスケジュールといたしましては、23日と25日に説明公聴会を開催し、関係地権者等へご理解を得てまいります。

その後、都市計画法による原案の回覧を2週間行い、同じく同法による県知事協議を11月に開始し、12月に同法による公告及び案の縦覧を行い、朝霞市都市計画審議会の議決を経て、平成29年1月に都市計画道路の変更と同時に都市計画決定を行う予定です。

また、今年度第4回定例会の会期中に全員協議会で市議会議員に対する説明を予定しております。

以上を持ちまして、朝霞都市計画道路中央通線の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更についての説明を終わらせていただきます。

[10月11日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

不適格建築物の対象者へは、その旨を伝えたのかという質問に対して、対象者へは通知を送付し、その後の説明会等で周知をする予定であるという説明であった。

既存の建築物を建替える際は、新たな用途に従って建築しなければならないが、法決定の前に建替えてしまえば新しい用途に従う必要はないのかという質問に対して、そのとおりであるという説明であった。

今回の変更に伴う不適格建築物については、不利益になるものばかりと考えてよいのかという質問に対して、そのとおりである。なお、根岸台6～8丁目地区において対象が多く存在するという説明であった。

商業施設等の影響についてはどうなのかという質問に対して、代表的な施設として、溝沼のマツエツがあり、説明会等を実施している中で担当者が出席していることを確認している。特に質問等ないことから内容については理解いただいているものと考えているという説明であった。

固定資産税の負担は減るのかという質問に対して、負担は減らないが、都市計画道路に面している箇所については、減額となっていたので、その箇所は増額となるという説明があった。

固定資産税が増額となる対象者への周知はどうなっているのかという質問に対して、説明会を実施して周知を図っている。また、庁内の税務担当課にも事前に連絡をし、問合せに対応できるようにしているという説明があった。

他市町村において、同様の不利益に対する訴訟の事例などはあるのかという質問に対して、埼玉県に確認したところ訴訟の事例はない。また、市において、3年前に新河岸川通線廃止に伴う用途変更の際にも訴訟等はなかったという説明であった。

資料5において、都市計画用途地域の変更案について、なぜこのような変更となったのかという質問に対して、資料5の用途地域は都市計画道路の中心からまっすぐ線を引いて計画したものであった。しかし、今回都市計画道路の計画が一部廃止となったため、当初の予定に近いあたりで区画等の状況に配慮し境界線を定めたものであるという説明であった。

根岸台5丁目の区画整理についてはどのようなになっているのかという質問に対して、中央通線の廃止の告示にあわせて区画整理の区域を縮小する方向性である。埼玉県との協議の中で、区画整理地区から除外される地域については、地区計画に沿ってまちづくりのルールを決めていく予定であるという説明があった。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり決定とする。

【議題】

4 平成29年度 機構の変更について

【説明】

(担当課：関口政策企画主幹兼課長補佐)

それでは、平成２９年度の機構の変更について、ご説明申し上げます。

平成２９年度につきましては、全て長寿はつらつ課に関連するものでございます。

変更内容といたしましては、１点目として、長寿はつらつ課の中に、地域包括ケア推進係を新設します。２点目といたしましては、長寿はつらつ課の高齢者医療係を保険年金課へ移管することといたします。

それぞれの目的といたしましては、地域包括ケア推進係の設置については、平成２９年４月から開始される介護保険の総合事業に対応し、地域包括ケア構築に向けた事務を処理するため、高齢者医療係の移管につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療保険の連続性を考え、同一の課内に設置することで、健康診断などの事務が統一され、より効率的な事務が見込まれるためと考えております。

今回の機構の変更につきましては、平成２９年４月１日の実施を考えており、今後につきましては、事務分掌規則の改正など関係する各課において、準備を進めてまいります。

なお、２頁以降に事務分掌の新旧について記してございますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

[１０月１１日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

新設される地域包括ケア推進係の人数は何人か、また移管される長寿はつらつ課と保険年金課の人員に増減はあるのかという質問に対して、地域包括ケア推進係は新たに３名の増員を予定している。移管される内容については、長寿はつらつ課において１名減となる予定であるという説明があった。

(富岡市長)

保険年金課の人員は増えないのか。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

高齢者支援医療係の４名がそのまま保険年金課へ移ります。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり決定とする。

【閉会】